

合格証明書の交付申請手続きについて

合格者の方は、国土交通省へ申請手続きを行うことで、

- ・ 第一次検定合格者 → 2級建築施工管理技士補
- ・ 第二次検定合格者 → 2級建築施工管理技士

の合格証明書が国土交通大臣より交付されます。

申請手続きについては、合格通知書にてご確認ください。

19. 住所・氏名・本籍・受検地の変更(訂正)手続き

申込書を送付後、書類送付先住所、氏名、本籍、受検地の変更がある場合は、最終ページの「住所・氏名・本籍・受検地変更(訂正)届」をコピーして必要事項をご記入のうえ、簡易書留郵便またはFAX(03-5473-4597)で本財団に送付してください。

(FAXの場合は、必ず本財団に着信の確認をしてください。TEL:03-5473-1581)

※電話の際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

注1 氏名変更の場合

変更届に戸籍抄本を添付し簡易書留郵便で送付してください。

注2 書類送付先住所変更をする場合

書類送付先として設定してある住所を変更したい時のみ必要です。(勤務先等を書類送付先にしている場合で、自宅を転居したとき等は届出不要)

注3 受検地を変更する場合

変更届を試験日の10日前(必着)までに、簡易書留郵便またはFAX(03-5473-4597)で申請してください。変更を認めた方には「受検地変更許可書」を送付しますので、指定された会場で受検してください。なお、試験日の5日前までに受検地変更許可書が届かない場合は、速やかに本財団(TEL:03-5473-1581)までご連絡ください。連絡がない場合は、欠席扱いとなりますのでご注意ください。受検地の変更には受入定員があります。定員に達した場合は、受検地変更をお受けできませんのでご了承ください。

20. 第二次検定のみへの申込について

次にあげる①～④のいずれかに該当し、P.2～3の受検資格を満たしていると第二次検定のみへの受検申込が可能です。**第二次検定のみ受検申込を行う場合は、この願書では申し込みできません。**

- ① 建築士法による一級建築士試験合格者
 - ② 令和2年度までの2級建築施工管理技術検定「学科試験のみ」受験の合格者で有効期間内の者
 - ③ 令和3年度以降の2級建築施工管理技術検定「第一次検定」の合格者
 - ④ 令和2年度2級建築施工管理技術検定「学科・実地」受験申込の学科試験合格者
- ↳④の方へは専用願書を送付済みです。

21. 「第一次検定のみ受検」の申し込みについて

第一次検定のみ受検申込できるのは、次の受検資格に該当する方です。

《**第一次検定のみ受検申込を行う場合には、この願書では申し込みできません**》

「第一次検定のみ受検」受検資格

試験実施年度において満17歳以上の者(今年度は、誕生日が平成17年4月1日以前の方が該当します)